

# 第4次佐賀市男女共同参画計画の 進捗状況報告について (令和3年度実績)

## 第4次佐賀市男女共同参画計画

計画期間:令和3年度～令和7年度

この計画では、「男女共同参画社会の実現」に向けて5つの基本方向を示し、それぞれに成果指標を設け、事業実施による効果を測ることにしている。

また、基本方向の達成に向けて、各課が取り組んだ施策の内容を毎年調査し、進捗状況を確認している。

### 【実績値の表し方】

目標が数値で設定されているものについては、その実績値を記載。

目標が事業実施の有無で設定されているものについては、  
事業を実施したものを「○」、実施しなかったものを「×又は中止」、  
対象となる事由が発生しなかったものを「－」で記載。

## I. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

### 体系一覧(第4次計画)

重点 目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>1. 男女共同参画意識の醸成</b>							
<b>1. 市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供</b>							
	①	各種メディアを活用し、4・14パートナーデーの周知を行う。 【数値目標】パートナーデーの認知度(市民意識調査)	38.0%	-	50.0% (R6年度)	テレビ、市報、HP、PR用名刺台紙等により周知を図った。また、街頭啓発や出前講座、研修会等の際にも随時啓発に努めた。	人権・同和政策 策・男女参画課
	②	フォーラムや講座等を開催し、男女共同参画意識を醸成する。 【数値目標】男女共同参画に関する講座等の受講者数	1,283人	1,307人	1,000人/1年	出前講座、研修会、フォーラム等開催し、男女共同参画意識を醸成した。	人権・同和政策 策・男女参画課
	③	佐賀市男女共同参画情報誌「ばすぼと」を作成し、市民に配布する。また、市民編集委員による、新たな視点での情報誌づくりに取り組む。	○	○	○	2500部×2回発行した。本庁各課、支所、公民館、小・中学校、女性人材リスト登録者、男女共同参画推進協賛事業所、金融機関の市内各支店等に配布し、窓口等に設置した。市民編集委員(R3:5人)	人権・同和政策 策・男女参画課
	④	人権に関する街頭啓発キャンペーン時に配布するチラシやグッズなどに男女共同参画につながる人権啓発メッセージを掲載する。	○	○	○	人権週間街頭啓発キャンペーン配布用チラシや人権啓発カレンダーに「女性の人権ホットライン」を掲載した。	人権・同和政策 策・男女参画課
	⑤	公民館の広報紙等において、男女共同参画に関する記事を掲載する。 【数値目標】広報紙等への男女共同参画関係記事を掲載した公民館数	30館/32館	21館/32館	32館/32館	公民館の館報等にて、パートナーデーや男性料理教室、通学合宿の報告など、男女共同参画に関する記事を掲載した。	公民館支援課
<b>2. 男女共同参画関連の国際規範・基準の理解と浸透</b>							
	①	講座等において、ジェンダー・ギャップ指数などの男女共同参画に関する国際基準の情報を提供する。	○	○	○	庁内向け情報紙「男女共同参画の窓から」及び大学生(260人)、新規採用市職員(75人)、新任管理・監督者(市職員63人)、市民に対する講座(628人)等において、男女共同参画に関する国際比較の情報提供を行った。(参加者:1026人)	人権・同和政策 策・男女参画課
<b>3. ダイバーシティ(多様性)を認め合う意識の醸成【新規】</b>							
	新規 ①	市報やホームページなど、各種媒体を活用し、ダイバーシティ(多様性)に関する情報を提供する。	○	○	○	市報やホームページ、情報紙「ばすぼと」など各種媒体を活用し、ダイバーシティ(多様性)に関する情報を提供した。	人権・同和政策 策・男女参画課
	新規 ②	ダイバーシティ(多様性)に関する講座等を開催し、市民一人ひとりが互いの多様性を認め、尊重する意識を醸成する。	○	○	○	人権の研修会や男女共同参画関係の講座で多様性を認め合う意識の醸成を図った。また、研修の内容に取り入れた。(参加者:1047人)	人権・同和政策 策・男女参画課

## I. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
2. 性別にとらわれない教育・学習の充実							
1. 家庭・学校・地域社会における男女平等教育の推進							
	①	人権ふれあい学級等において、男女の人権を取り扱う。 【数値目標】男女の人権を取り扱った人権ふれあい学級等の受講者数	238人/1年	174人	250人/1年	人権ふれあい学級や各種研修会において、男女の人権を取り扱い男女共同参画の意識を高めた。(市立公民館や自治公民館での出前講座9回、174人)	人権・同和政策・男女参画課
	②	中学生に対して、男女共同参画に関する授業を実施する。 【数値目標】「男女共同参画社会へ～男女共同参画を推進する条例を知ろう～」を活用した授業の実施校	市立全中学校/1年	市立全中学校	市立全中学校/1年	市内全中学校の中学1年生に対して授業を実施した。	学校教育課
	③	小中学校の教職員研修向けハラスメント研修において、男女平等教育を取り扱い、性別にとらわれない進路指導や生徒指導を行うように支援する。 【数値目標】教職員向け男女平等教育研修実施校	市立全小・中学校/1年	市立全小・中学校	市立全小・中学校/1年	小学校29校、中学校全18校の校内研修で、夏季休業中を中心に、研修用ビデオ教材や講師招聘等によるハラスメント研修を、年1回以上実施した。	学校教育課
	④	保育従事者研修会の中の人権研修において、男女の人権を取り扱う。 【数値目標】男女の人権を取り扱った保育従事者研修の参加者数	226人/1年	128人	400人/1年	子どもの人権をはじめ幅広く人権に関する研修を教育・保育施設従事者研修会にて実施した(R3研修回数:1回) ※働き方改革により、令和3年度から研修の開催時間等を変更しており、保育従事者が一堂に会しての研修が難しくなったため、前回の実績値から大幅に減少している。	保育幼稚園課

## II. 男女がお互いを認め合う社会づくり

体系一覧(第4次計画)								
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課	
<b>1. 性に関する理解の促進</b>								
<b>1. 男女の性及び性的少数者(LGBTs)に関する教育の推進</b>								
	①	エイズや性感染症等の予防・啓発のため、情報提供を行う。	○	○	○	情報提供の具体的な内容 ①世界エイズデーポスターコンクールの募集案内や匿名・無料エイズ検査の案内 ②HIV普及啓発月間にあわせたエイズ検査の案内 ③梅毒感染者の県内状況 ※①、②…窓口にチラシ設置 ※①、②、③…HP掲載	健康づくり課	
	②	保護者に対して、児童・生徒に対する正しい性教育の必要性について説き、学校と家庭の双方から児童生徒の理解を促進する。 【数値目標】「男女の性」「性的少数者(LGBTs)」等について掲載した便り等を発行した学校数	市立全小・中学校/1年	小学校15校 中学校14校	市立全小・中学校/1年	保護者に対して、性に関する理解の促進を図ることを目的に、学級通信、学校通信、保健だより、HP等で「男女の性」「性的少数者」等の学習した内容を紹介した。	学校教育課	
	③	講座等において、生物学的性差と社会的性差及び性の多様性について市民への理解を促す。	○	○	○	学生(260人)、新規採用市職員等(159人)、市民(660人)に対し、性差や性の多様性について講座を行った。(参加者:1079人)	人権・同和政策・男女参画課	
<b>2. 性の多様性に関する環境の整備【新規】</b>								
	新規①	講座・研修において性の多様性への理解を促進する。 【数値目標】性の多様性についての研修参加者数	222人/年	506人	250人/1年	各種研修会において性の多様性についての研修を通じ理解を深めた。 (参加者:LGBTテーマ:506人/学校(高校/弘学館・学園、中学校/PTA)、企業)	人権・同和政策・男女参画課	
	新規②	学校において性の多様性に配慮した環境整備を図る。	—	○	○	中学校においては、制服選択が可能になるように推進。 ・全中学校で混合名簿を使用 ・制服選択制導入校12校、次年度導入予定2校、検討中4校である。 ・(教育総務課施設係):トイレの対応については、校舎建て替えや改修・改築時に順次対応する	学校教育課	
	新規③	庁内における申請書等への性別記入欄の削除または多様な性への対応(国、県様式を除く)を行う。	—	○	○	申請書等の性別記入欄の記載について、全庁(各公民館含む、学校除く)に周知した。	人権・同和政策・男女参画課	
	新規④	職員研修等を通して、性の多様性や環境整備の必要性について職員の理解を深める。	—	○	○	人権同和問題職員研修R1～R5で全職員に研修を実施(主催:人事課、研修:人権)(R3参加者 599人)	人権・同和政策・男女参画課	
	新規⑤	関係機関と連携した多様な性に関する相談体制の充実。	—	○	○	・県や市の相談窓口をHPや市報に掲載した。 ・相談等で専門的な対応が必要になった場合は、アバンセのLGBTsに関する相談窓口を案内した。	人権・同和政策・男女参画課	
<b>3. メディア・リテラシーの向上</b>								
	①	市報やホームページ、各種媒体等において、男女の表現に配慮する。	○	○	○	「市報作成及びメディア等による広報に関するルール」により、男女の固定的なイメージによる表現を避けるよう各課へ指導した。	広報課	
	新規②	講座等において、インターネットやスマートフォン等の有害サイトに巻き込まれないようメディア・リテラシーについて啓発を行う。 【数値目標】メディア・リテラシーを扱った講座等の受講者数	-	356人	250人/1年	学生(260人)、新規採用市職員(75人)、富士大和温泉病院職員(21人)を対象にした研修で、メディアリテラシーについて取り上げた。	人権・同和政策・男女参画課	

## II. 男女がお互いを認め合う社会づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
		③	○	○	○	・市内全小中学校共に情報モラル教育を実施し、小学校13校、中学校8校で外部人材を活用した講演会を開催した。 ・中学1～3年では、技術・家庭科の「情報に関する技術」で、情報通信ネットワークと情報モラルについて学習した。	学校教育課
		④	○	○	○	青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるよう、広報誌、メール及び市ホームページを活用し、小中学生とその保護者への啓発を行い、青少年のスマートフォンやインターネット上でのトラブル防止を図った。	社会教育課
		<b>4. 性に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実</b>					
		①	○	○	○	公民館や市立図書館のトイレに相談窓口を記載したカードを設置した。	人権・同和政策・男女参画課
		②	○	○	○	窓口や電話で、性に関する不安や悩みについての相談を受ける。また、相談の内容に応じて、佐賀中部保健福祉事務所等との連携を図る。(R3:相談件数0件)	健康づくり課
		<b>2. ハラスメントや男女間の暴力の根絶</b>					
		<b>1. ハラスメントや男女間の暴力の根絶に向けた啓発</b>					
		①	○	○	○	庁内向け情報紙「男女共同参画課の窓から」及び新規採用市職員、市民、学生に対する講座等で啓発を行った。また、市報やHPによる広報、公共機関におけるポスターの掲示などを行った。	人権・同和政策・男女参画課
		<b>2. ハラスメントや男女間の暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実</b>					
		①	○	○	○	セクハラを含めたあらゆる労働問題に関する相談窓口を設置した。(R3労働相談窓口実施回数:24回)	商業振興課
		②	○	○	○	婦人相談員(2人)を設置し、夫婦間のトラブル、離婚、生活問題等の相談に対応した。必要に応じて、性暴力救援センターなどの関係機関との連携を図った。(R3婦人相談員相談対応延べ件数:1,439件)	こども家庭課
		③	○	○	○	市報、ホームページ、子育てガイドブック、フリーペーパー等において相談窓口を周知した。	こども家庭課
		④	○	○	○	ハラスメントや暴力に関する男性被害者の相談窓口については、佐賀県立男女共同参画センター実施の男性総合相談「男性のための電話相談」の広報を行う。	人権・同和政策・男女参画課

## II. 男女がお互いを認め合う社会づくり

体系一覧(第4次計画)								
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課	
<b>3. 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進</b>								
<b>1. 妊娠・出産に関する支援</b>								
	①	在住外国人に対し、妊娠・出産に関するDVDの貸し出しを行い、日本における出産への不安解消に努める。(DVDは英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、ベトナム語)	○	○	○	窓口や佐賀市国際交流協会のホームページで妊娠から育児までに関する子育てDVD貸出の周知を行った。また、母子手帳に添付する「お知らせ」を該当者へ配布した。	国際課	
	新規②	生後2～4か月頃、助産師、母子保健推進員、保健師による全戸訪問をし、情報の提供や保健指導を行う。また、出産後1か月頃、母親を対象に「産後うつアンケート」を実施し、フォローが必要な産婦に保健師がフォローをする。 <b>【数値目標】専門職員等の訪問により育児不安を解消した割合</b>	97.7%	中止	99.0%	生後2～4か月頃に、助産師・母子保健推進員・保健師が各家庭を訪問し、地域の子育て支援情報等の提供を行った。訪問ができなかった家庭に関しては、状況把握のため主任児童員や民生委員等へ訪問を依頼した。また、産後2週間の産婦健診や出産後1か月頃に母親を対象に、「産後うつアンケート」を行い、必要に応じ母親への支援を行う。【R3:支援数(訪問数)3,776件(延べ6,155件)】 ※実績値はIV-3-2-②の事業におけるアンケート調査の結果によるものだが、当該事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったため、アンケート調査も併せて中止。	健康づくり課	
	新規③	妊娠届出(母子健康手帳発行)時に出産や栄養等に関する相談・指導を行い、妊婦健診補助券を交付し、安全安心な出産ができるよう支援する。また、妊娠・出産に関する悩みについて関係機関と連携して情報提供や相談を行う。 <b>【数値目標】妊娠届出時の保健指導実施率</b>	100%/1年	100%	100%/1年	妊娠届出(母子健康手帳発行)時に出産や栄養等に関する相談・指導を行い、妊婦健診補助券を交付し、安全安心な出産ができるよう支援した。また、妊娠・出産に関する悩みについて関係機関と連携して情報提供や相談を行った。	健康づくり課	
	④	不妊治療に取り組む夫婦に対して、医療保険の適用がない人工授精・体外受精・顕微授精の治療費の一部を助成し、経済的支援を行う。	○	○	○	不妊治療費の一部を助成し、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図った。また、スムーズに申請手続がとれるように県と連携を取り、広報等で周知を図る。(R3助成数:439件、妊娠率29.1%)、	健康づくり課	
<b>2. 心と身体の健康づくり対策の推進</b>								
	①	市報、HP等によるこころの健康に関する周知啓発を行う。	○	○	○	こころの健康に関する内容を市報に掲載するなど普及・啓発を図った。	健康づくり課	
<b>3. 性と生殖に関する健康と権利の理解の促進</b>								
	①	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について理解を促す講座や広報を行う。	○	○	○	庁内向け情報紙「男女共同参画課の窓から」及び学生(260人)、富士大和温泉病院職員(21人)に対する研修会等で啓発を行った。	人権・同和政策・男女参画課	
	②	小・中学校の授業において、生命の誕生等に関する教育を行う。	○	○	○	小学4年生(体の発育と健康)、中学校(心身の発達とこころの健康)において、命の誕生等について理解を促進した。	学校教育課	

### Ⅲ. あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

#### 体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>							
<b>1. 女性の審議会等への参画の促進</b>							
	①	専門知識を有する女性を広く発掘し、女性人材リストを充実させる。 【数値目標】女性人材リスト登録者数	105人	112人	145人	市報(6月15日号)、ホームページ等にて広く登録者を募集した。	人権・同和政策・男女参画課
	②	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進する。	○	○	○	審議会・委員会等の更新時や庁議等において各部署へ依頼を行った。	人権・同和政策・男女参画課
<b>2. 家庭や地域社会における男女共同参画の推進</b>							
<b>1. 家庭における男女共同参画促進</b>							
	①	妊娠届出時に夫婦が協力して子育てするように啓発を行う。また、母子手帳交付時に、「プレママ&プレパパサロン」を紹介する。	○	○	○	妊娠届出時に、ゆめぼけっとで開催している「プレママ&プレパパサロン」を紹介し、夫婦で妊娠・出産・子育てを行うという意識付けを行った。	健康づくり課
	②	子育て支援センターゆめ・ぼけっとにおいて、「プレママ&プレパパサロン」を実施し、父親の育児参加を促進する。 【数値目標】プレママ&プレパパサロン男性参加者数	198人	30人	200人/1年	「ゆめ・ぼけっと」の主催事業として「プレママ&プレパパサロン」を12回開催し、「初めて親になる不安の解消」及び「親としての心構え」などの意識啓発を行った。 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、8回中止とし、4回開催した。	保育幼稚園課
	③	公民館において、男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 【数値目標】男女共同参画に基づく講座を開催した公民館数	32館/32館	30館	32館/32館	公民館の主催事業や共催事業において、男女共同に関する人権講座や、男性料理教室、介護教室、子育て教室、家庭力アップ講座、通学合宿など男女共同参画のきっかけとなる講座を開催した。	公民館支援課
	新規 ④	家事や育児に関する啓発や講座を通し、男性の家事や育児への参加を促進する。	—	○	○	家事育児の取り組む男性を新聞や市報、ネット等で紹介し、家事育児参加促進を図った。	人権・同和政策・男女参画課
	新規 ⑤	男性の育児休暇・休業の取得について啓発を行う。	—	○	○	情報紙「ばすぼーと」や研修の機会等を利用し、男女共同参画推進協賛事業所等への啓発を行った。	人権・同和政策・男女参画課

### Ⅲ. あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>2.地域社会における男女共同参画促進</b>							
	①	公民館と連携し、各種講座等で地域における男女共同参画を推進する。	○	○	○	地域における男女共同参画の推進のため、男女共同参画に関する講座等を行った。(4館 参加者:52人)	人権・同和政策・男女参画課
	②	男女共同参画リーダーの養成を目的とし、男女共同参画に関する会議・大会へ市民を派遣する。	○	○	○	男女共同参画リーダーの養成を目的として、日本女性会議へ市民1名を派遣した(R3はオンライン参加)	人権・同和政策・男女参画課
<b>3.防災分野における男女共同参画促進</b>							
	新規 ①	地域での防災や避難活動に対して女性の視点を反映できるよう、活動の担い手やリーダーとして、女性の参画を進めていく。 【数値目標】佐賀市防災会議における女性委員数	18.6%	15.9%	25%以上	地域防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう努めた。 ※佐賀市防災会議委員の改選時には各機関へ女性を推薦いただくよう依頼し女性登用を促進した。(全体44人中、女性7人/15.9%)	危機管理防災課
	②	女性消防団員の加入、育成指導の促進 【数値目標】佐賀市消防団における女性消防団員数	102人	77人	112人	佐賀市消防団における女性消防団員の加入促進を図った。 ・ラッピングバス及び情報誌等による団員募集広報 ・消防団員による勧誘活動(費用弁償あり)	危機管理防災課
	新規 ③	避難所において、女性など多様な人が安心して過ごせる場の確保及び備蓄品の整備。	—	○	○	非常下着セットを男性用、女性用として200ずつ備蓄している。また、レディースセット(生理用品、化粧品等のセット)を600個備蓄している。令和2年度に生理用品2,580個、感染症対策及びプライベート空間を確保するため、パーティションを1,550個購入。また、令和3年度には、防犯ブザー300個を購入。	危機管理防災課
	新規 ④	防災訓練において女性など多様な人の参加促進を図る。	—	中止	○	佐賀市総合防災訓練では、地元の皆様に多数参加して頂くよう促進している。また、男性や女性、外国人、学生や高齢者など、多様な方の参加の促進を図っている。※感染症の影響により、令和2年度は規模縮小(自主防災組織役員のみ)、令和3年度は開催中止。	危機管理防災課
	新規 ⑤	女性など多様な視点をふまえた防災講座を実施する。 【数値目標】女性など多様な視点をふまえた防災講座の開催回数	2回	3回	1回以上/1年	人権の研修会や男女共同参画講座で研修会を開催した。(R3人権ふれあい学級:2回、参加者37人、女・男フォーラム:参加者57人)	人権・同和政策・男女参画課

### Ⅲ. あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

#### 体系一覧(第4次計画)

重点 目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
	<b>4. 政治分野における男女共同参画促進【新規】</b>						
	新規 ①	市報やホームページなどで、政治分野における男女共同参画の状況を周知する。	—	○	○	市報やホームページに、国・県・市の状況を掲載し、情報提供を行う。	人権・同和政策・ 男女参画課
	新規 ②	講演会や研修会等を開催し、政治分野への関心を促す。 <b>【数値目標】政治分野に関する講座等の開催回数</b>	1回	中止	1回以上/1年	予定していた政治参画推進セミナーは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で中止になった。	人権・同和政策・ 男女参画課

#### IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>1. 事業所における男女共同参画の推進</b>							
<b>1. 事業者の男女共同参画意識の醸成</b>							
	①	事業所を訪問し、子育てや介護等をしながら働きやすい職場づくりについての啓発を行う。 【数値目標】佐賀市男女共同参画推進協賛事業所数	189 事業所	211 事業所	266 事業所	男女共同参画の協賛に係る登録事業所及び未登録事業所へ啓発を行った。 (参考: R2年度199社、R3に12事業所増)	人権・同和政策・ 男女参画課
	新規 ②	佐賀市男女共同参画を推進する条例第6条に規定する事業者の責務について啓発を行う。	—	○	○	男女共同参画推進協賛事業所が実施する補助対象事業(佐賀市中小企業人材確保支援事業費補助金)を支援した。 ※採用情報の充実を含むホームページの作成・改修、企業紹介動画の作成、合同企業説明会(Web上で実施されるものを含む)の出版に必要な経費を補助する。(令和2年度新規事業)	商業振興課
<b>2. 事業所との連携</b>							
	①	パートナーデーや男性の家事・育児参加啓発事業等において佐賀市男女共同参画推進協賛事業所と連携する。	○	○	○	協賛事業所にパートナーデーのポスター、メッセージカードを配布し、それぞれの掲示及び活用を依頼した。 男性の家事育児参加啓発キャンペーンの参加者を協賛事業所から推薦してもらった。	人権・同和政策・ 男女参画課
<b>2. 女性の就労環境の改善</b>							
<b>1. 事業所における女性の活躍に向けた意識の醸成</b>							
	①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業所に対し一般事業主行動計画の周知を図る。	○	○	○	一般事業主行動計画について「労政だより」や、男女共同参画推進協賛事業所のPR時に周知を図った。	人権・同和政策・ 男女参画課
	②	男性の意識改革を含めた女性の能力発揮などに関する講座・啓発を行う。	○	○	○	庁内向け情報紙「男女共同参画課の窓から」に掲載及び学生(260人)、新規採用市職員(75人)・新任管理監督職員(63人)、市民、事業者(742人)などに対する研修において、男性の意識改革を含めた女性の能力開発などに関する啓発を行った。	人権・同和政策・ 男女参画課
<b>2. 職場における女性の登用促進</b>							
	①	女性が職場における意思決定の場へ参画することの重要性について啓発を行う。 【数値目標】女性の活躍推進佐賀県会議へ会員登録した市内事業所数	140 事業所	165 事業所	190 事業所	事業所に女性が職場における方針決定の場へ参画することの重要性について説明することにより、啓発を行う。 ※10事業所/1年×5年=50事業所増	人権・同和政策・ 男女参画課
	②	事業主に対し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をはじめ、男女共同参画の取り組みの必要性について周知・啓発を行う。	○	○	○	広報媒体で周知・啓発を行った。(R3労政だより(9月)掲載:3,820部発行)	商業振興課
<b>3. 女性の就労に関する情報収集の場の提供</b>							
	①	ハローワーク等の関連機関と連携して、就労を希望する女性等に対し必要な情報提供や相談窓口の広報を行う。	○	○	○	各広報媒体で就労及び相談窓口についての情報提供を行った。	商業振興課
	②	起業をめざす人達等に対し、起業に関する情報や学習機会の提供などの支援を行う。	○	○	○	佐賀市産業支援相談室にて創業支援セミナーを開催し、中小企業診断士や金融機関関係者、起業家や講師として、起業をめざす人達等に対し、起業に向けた心構えや、経営・財務・販路拡大・人材育成に関する学習機会を設けた。(2回開催、参加者:のべ151人)	工業振興課
	③	ひとり親家庭等の就業に関する悩みに専門の相談員が対応する。また、ハローワークやマザーズコーナー、えびすワーク等と連携して就業支援を行う。	○	○	○	ひとり親家庭等の就業に関する悩みに専門の相談員が対応する。また、ハローワークやマザーズコーナー、えびすワーク等と連携して就業支援を行った。	子ども家庭課
<b>3. 雇用における男女均等な機会と待遇の確保の促進</b>							

IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>1.男女の均等な雇用の機会と待遇の確保</b>							
	①	事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等、職業訓練に関する内容の広報を行う。	○	○	○	各広報媒体で広報を行った。(R3労政だより(9月)掲載:3,820部発行、市報掲載:10回)	商業振興課
	新規 ②	健康づくりや生きがいづくりを目的に、高齢者の就労を支援する。	—	○	○	人生100年時代を迎えるにあたり、高齢者が家庭・地域・企業などの各分野で豊かな経験、知識、技能を活かすことができるよう、シルバー人材センター等の関係機関と連携し、高齢者の就労を支援した。 ※シルバー人材センターの女性会員の登録者数(268人)	高齢福祉課
	③	各種ハラスメント防止に関する情報の普及に努める。	○	○	○	チラシを所管施設に設置した。	商業振興課
	④	企業研修において、各種ハラスメント防止に対する啓発を行う。	○	○	○	企業や事業所において、各種ハラスメント防止に対する啓発を行う。(R3実績:5回、106人)	人権・同和政策・男女参画課
<b>2.子育て支援体制の充実</b>							
	①	在住外国人対象の子育て支援事業を開催し、保育者間の交流・情報交換の場にする。 【数値目標】在住外国人対象の子育て支援事業開催数	4回	4回(対面3回、オンライン1回)	4回/1年	佐賀市国際交流協会と連携し、在住外国人を対象とした子育て支援事業を開催した。これにより、保護者間の交流、情報交換の場を提供した。(世界の歌や遊びの交流、ウィンターパーティ、子育て相談会など)	国際課
	②	3~6か月頃の子どもとその保護者を対象に、栄養士による離乳食の指導と保健師による絵本の紹介を行う。	○	中止	○	ほほえみ館で生後3~6か月頃の乳児と保護者を対象に栄養士による離乳食の指導を行う。また、保健師による絵本の紹介も行う。 ※R2年度・R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	健康づくり課
	③	保育士による地域の子育てサークルへの人的支援を行う。	○	○	○	ゆめ・ほけっと、公立保育所の保育士が直接公民館等へ出向き、地域の子育てサークルへの人的支援を行った。(42回)	保育幼稚園課
	④	私立認可保育所での支援センター事業への助成を行い、就園未満児とその保護者が交流する場を設ける。	○	○	○	私立認可保育所等で開催されている子育て支援センター事業への助成を行い、親子のふれ合いの場を設けると共に、地域の子育て家庭に対する育児不安等の解消及び同年代の子を持つ親同士の交流の促進を図った。	保育幼稚園課
	⑤	保護者の多様な就労形態に応じた、延長保育等を実施する。	○	○	○	教育・保育施設にて実施した。	保育幼稚園課
	⑥	一時預かり保育の広報・周知を図る。	○	○	○	ホームページ及び「教育・保育施設のご案内」で周知を図った。	保育幼稚園課
	⑦	小児科医院に併設した施設での病児・病後児保育事業を実施する。	○	○	○	保護者の仕事の都合等で、病中・病気回復期にある子どもを自宅で世話することが難しい場合等に、市内2箇所の小児科医院に併設した保育室で保育を実施した。	子育て総務課
	新規 ⑧	保護者が就労等により不在となる平日及び土曜日の時間に放課後児童クラブを実施し、児童の健全な育成を図る。 【数値目標】放課後児童クラブの待機児童数	142人	3人	0人	保護者が就労等により、放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成・安全確認を行った。(平日、長期休業中、土曜日) また、待機解消のために実施場所や指導員の確保に取り組んだ。	子育て総務課
	新規 ⑨	子どものための教育・保育給付事業の実施 【数値目標】保育所の待機児童数	126人	3人	0人	小学校就学前の児童が保育所等において受ける教育・保育等に要した費用について、その一部を支給した。 待機児童の解消を図るため、既存施設の増改築等により必要な定員数を確保する。	保育幼稚園課

#### IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
		⑩ 「ゆめ・ぼけっと」において、保育士、保健師による相談指導を行う。	○	○	○	「ゆめ・ぼけっと」に来館している保護者から寄せられる、育児に関するさまざまな相談に、在籍している保育士・保健師がアドバイスを行った。(2,265件)	保育幼稚園課
		⑪ 家庭児童相談室を設置し、子どもの養育や心身の発達に関する相談対応を行う。	○	○	○	家庭相談員等(4人)を配置し、子どもの養育や心身の発達に関する相談への対応を行った。(R3:15,024件)	こども家庭課
		⑫ 障がいがある子どもを早期に発見し、合理的配慮をはじめとしたさまざまな相談に対応できる体制づくりに努める。	○	○	○	乳幼児健診を活用して発達障害の疑いのある子どもを発見し、発達についての相談先を紹介したり、早期診断・早期療育を提供した。 ＜早期診断事業＞にここに発達相談所 ＜児童発達支援事業＞クラスルームという	子育て総務課
<b>3. ひとり親に対する就労支援の促進</b>							
		① 母子・父子自立支援員による就業支援を行う。	○	○	○	ひとり親家庭の総合相談窓口として、相談・支援を行った。	こども家庭課
		② ひとり親の自立に向けての能力開発のための経済的支援を行う。	○	○	○	高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の制度紹介により、ひとり親のスキルアップに向けた支援を行った。	こども家庭課
		③ ひとり親家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ひとり親の就業支援を行う。	○	○	○	児童扶養手当受給者と個別に面接を実施し、個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定して、ハローワーク等と連携しながら、自立・就業支援を行った。	こども家庭課
<b>4. 介護予防及び介護支援体制の充実</b>							
		① 介護予防教室を実施し、高齢者が要介護・要支援者状態になることや要介護状態の悪化を防止する。 【数値目標】介護予防教室における男性受講者の割合	10.5%	10.1%	13.0%	介護予防を目的として、運動機能や認知機能の維持、向上を図るための介護予防教室を実施した。(5回の教室に423人参加、うち男性43人)	高齢福祉課
		② 介護保険の保険者である佐賀中部広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センター(おたっしや本舗)を中心に、適切な介護サービスの利用や相談対応などを通じ、介護家族に対するサポートを行う。	○	○	○	地域包括支援センター(おたっしや本舗)は、高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で安心して過ごしていけるよう、介護・福祉・医療のさまざまな機関と連携し、総合的に支援をするために設けられた相談窓口である。高齢者の皆さんの権利を守り、暮らしやすい地域づくりに取り組むと共に、自立した生活を支援していく。そのためにも、特に、適切な介護サービスの利用や相談対応などを通じ、介護家族に対するサポートを行った。	高齢福祉課
		③ 仕事と介護の両立のための制度利用促進に関する取り組みや在宅高齢者向けサービスについて、市報やホームページ等を通じて周知を行う。	○	○	○	仕事と介護の両立のための福祉サービスや介護保険サービスの利用、在宅高齢者向けサービスについて、ホームページに掲載し周知を行った。	高齢福祉課
<b>4. ワーク・ライフ・バランスの推進</b>							
<b>1. ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発</b>							
		① 事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する広報を行う。	○	○	○	広報媒体で広報を行った。(R3労政だより(9月)、(1月)掲載:7,640部発行)	商業振興課

IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>2. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備</b>							
	①	事業主や人事担当者に対し、研修会等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。 【数値目標】ワーク・ライフ・バランスに関する研修会等の開催回数	2回	1回	1回以上/1年	事業所の経営者や人事担当者、女性社員、管理職等に対し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行い、研修会等を実施した。(参加者15人:オンライン7人、会場8人)	人権・同和政策・男女参画課
	新規 ②	多様な働き方のニーズに対応し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内企業・事業所におけるテレワークの普及に努める。	—	○	○	市内中小企業が、テレワーク制度の導入・拡大に取り組む場合に、その経費の一部を補助した。	工業振興課
	新規 ③	市内の企業・事業所に向けて「まなざし休暇」の取得を働きかけ、子育てしやすい職場の環境づくりを促進する。	—	○	○	育児休業や看護休暇等、PTA活動や地域活動等に参加するための休暇を「まなざし休暇」と称し、企業等に対し休暇の取得促進と啓発活動を行った。 ・企業向け情報誌「佐賀市労政だより」掲載 ・企業アンケート時に周知文書送付(9月頃/750社程度) ・年度末まなざしカレンダー配布時周知/750社程度 ・市職員向け「まなざしメール」による周知 ・まなざし休暇を記した「大人の行動指針」を市HP周知	社会教育課
<b>5. 農林水産業等における男女共同参画の促進</b>							
<b>1. 事業や経営方針決定過程への女性の参画促進</b>							
	①	農業従事者を対象に、生産・販売に関する研修会や先進地視察、消費者交流事業を行う。 【数値目標】生産・販売に関する研修会等への女性参加者数	1,000人 (H27~R1年度)	196人	のべ1,150人 (R3~R7年度)	・消費者交流事業・ふるさと自慢教室(全2回開催)のべ18人 ・さがんパワー倶楽部研修会(全1回開催)のべ6人 ・有機農業研修(全38回開催)のべ155人 ・ごま栽培研修(全2回開催)のべ2人 ・唐辛子栽培研修(全3回開催)のべ2人 ・IT農業研修会参加者 0人 ・佐賀市担い手育成総合支援協議会次世代農業者育成支援事業(研修会参加補助:13人)	農業振興課
	②	女性が農業経営を主体的に行い農業経営の意思決定の場に参画できるよう促進する。 【数値目標】女性が含まれる認定農業者数	44経営体	34経営体	54経営体	・女性認定農業者および女性を含む共同申請の認定農業者の推進により女性の農業参画を促した。 ※全体:913経営体	農業振興課
<b>2. 働きやすい労働条件及び労働環境づくり</b>							
	①	女性農業従事者が将来にわたり経済的に安定するために、農業者年金の加入を促進する。 【数値目標】農業者年金の女性加入者数	58人	63人	72人	女性農業従事者の農業者年金への加入を勧めることで老後の農業経営や生活の安定を図った。また、保険料の国庫補助の対象となり得る者については、家族経営協定の締結を推進すること等により農業経営への女性の参画を促した。	農業委員会
	②	漁業協同組合の協力のもと協業化を推進することにより、女性の労働条件を緩和し、より多くの社会参加ができるような環境を整える。	○	○	○	漁業協同組合の協力のもと、個人事業者に対して協業化に取り組むよう推進を図った。(佐賀県有明海漁業協同組合が実施する、ノリ共同加工施設3ラインの整備に対して補助を行った。)	水産振興課

#### IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
<b>6. 庁内における男女共同参画推進体制の整備</b>							
<b>1. 男女共同参画についての職員の意識向上</b>							
	①	各種ハラスメント防止に関する研修を実施し、ハラスメントのない職場環境づくりを行う。	○	○	○	各種ハラスメント防止に関する研修を実施した。 ・メンタルヘルス研修(対象:R2.R3新任所属長)32人 ・新任係長研修(対象:R3新任係長)35人	人事課
	②	男女共同参画情報紙「男女共同参画課の窓から」を配信し、男女共同参画の意識付けを行う。 【数値目標】「男女共同参画課の窓から」発行数	12回/ 1年	12回	12回/ 1年	毎月、庁内向け情報紙「男女共同参画の窓から」を庁内各部署に配信・送付し、意識啓発を行った。	人権・同和政策・ 男女参画課
	③	「子どもへのまなざし運動」の取り組みとして毎週火曜日に職員向けに「まなざしメール」を送信し、翌水曜日のノー残業デーの定時退庁を推進する。	○	○	○	子どもへのまなざし運動に関して、地域での取り組みや、運動そのものの概要等をノーツメールにて周知し、子どもへのまなざし運動の啓発を行った。	社会教育課
	新規 ④	毎月1日に「親子ふれあいデー」の周知を行い、定時退庁を促し、家族との団らんを推進する。	○	○	○	ノーツメールで、毎月1日に「親子ふれあいデー」の周知を行い、定時退庁を促し、家族との団らんを推進した。	人事課
<b>2. 庁内における男女共同参画の推進</b>							
	①	子どもと過ごす時間を拡大するために、男性の育児休暇取得の促進に取り組む。 【数値目標】出産補助・男性育児参加休暇取得率	93.3%	78.1%	100.0%	子どもが生まれた全ての男性職員が1カ月以上をめぐりに育児に伴う休暇・休業取得をめざす。佐賀市特定事業主行動計画に従い、子育て支援マニュアルの周知徹底により、男性の育児休業の取得促進を図った。	人事課
	②	男性の育児への参画支援として、男性の育児休業の取得促進に取り組む。 【数値目標】男性育児休業取得率	13.3%	62.5%	20.0%	子どもが生まれた全ての男性職員が1カ月以上をめぐりに育児に伴う休暇・休業取得をめざす。佐賀市特定事業主行動計画に従い、子育て支援マニュアルの周知徹底により、男性の育児休業の取得促進を図った。 ※所属長→取得プラン作成を依頼(対象職員)→取得計画書作成(所属長)→人事課へ。取得しない場合は理由を確認。	人事課
	③	職員のワーク・ライフ・バランスの推進のために、水曜日及び金曜日のノー残業デーにおける定時退庁や年次有給休暇の取得を促進する。 【数値目標】職員一人あたりの年次休暇の取得日数割合	68.4%	69.7%	80.0%	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、庁議での呼びかけ等によりノー残業デーやリフレッシュデーにおける定時退庁や年次有給休暇の取得促進を図った。 ※年休取得の義務化:年5日、夏季休暇の完全取得、最低月1日の取得促進	人事課
	新規 ④	全職員が十分な能力を発揮することができるよう、フレックスタイム制やテレワーク等の柔軟な働き方を推進する。	—	○	○	適切な公務運営を確保しつつ、子育てや介護などで時間制約のある職員を含む全職員が十分な能力を発揮することができるよう、時差出勤制度やテレワーク等の導入により、柔軟な働き方を推進した。	人事課

#### IV. 男女が共に働きやすい環境づくり

体系一覧(第4次計画)							
重点 目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容	担当課
	3.庁内における女性活躍の推進						
	①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。	○	○	○	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、特定事業主計画を策定し、推進を図った。	人事課
	②	女性職員自身の意識・意欲向上を図るため、組織における女性の活躍を支援する研修等を実施する。	○	○	○	女性の管理・監督職員を対象に、部長級職員による講演会や参加者同士の意見交換を実施した(参加者35人)	人事課
	③	管理・監督職に対し、女性職員育成の視点の意識形成を図る。	○	○	○	新任管理監督職員に対し、女性活躍推進をテーマとした研修会を実施した。(講師:旭学園理事長 内田信子氏 参加者63人)	人権・同和政策・ 男女参画課

## V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

### 体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
<b>1. DV根絶に向けた啓発と教育の充実</b>						
<b>1. 市民へのDV防止に関する啓発の推進</b>						
	①	広報誌、ホームページ、チラシ、リーフレット等を活用し、DVの防止及びDVの早期相談につながるための周知・啓発を推進する。	○	○	○	研修会等での啓発や、ホームページ、ポスター、リーフレット、カードなどを活用した周知・啓発を行った。
	②	市民がDVに対する理解を深め、社会全体でDVの根絶に取り組む意識を育むため、人権教育や男女共同参画講座、研修会、講演会等を実施する。	○	○	○	ホームページ、チラシ、リーフレット等により、市民や関係団体への周知・啓発に努めた。男性の相談窓口についてもホームページ等で案内した。(アパッセの男性総合相談)
	③	市民がDVに対する理解を深め、社会全体でDVの根絶に取り組む意識を育むため、人権教育や男女共同参画講座、研修会、講演会等を実施する。	○	○	○	学生(259人)、市民(77人)、新規採用市職員(75人)、富士大和温泉病院職員(21人)を対象にした研修で取り上げ、DVへの理解を深めた。
<b>2. 学校におけるDV未然防止教育等の推進</b>						
	①	民間団体等と連携し、小学校において、子ども、教職員、保護者を対象とした暴力から身を守るための教育を実施する。	○	○	○	児童虐待防止の一環として、民間団体へ委託し、佐賀市立小学校や幼稚園・保育園等において子どもへの暴力防止ワークショップを実施した。 ※R2より小学校単位でのおとなワークショップは廃止し、地域・団体向けワークショップにて対応。
	②	中学校の教職員に対して、10代の望まない妊娠や暴力被害を防止するために男女交際における暴力予防教育等を実施し、自分と相手の体と心を生涯にわたって大切にすることを推進する。	全中学校/1年	9校	全中学校/1年	教職員には、校内研修会でデートDVなどをテーマに取り上げ、性暴力予防について啓発を図った。
	③	若年者を対象にした「デートDV」未然防止教育を推進する。	○	○	○	学生(259人)、新規採用市職員(75人)、富士大和温泉病院職員(21人)、市民(42人)に対する研修内で啓発を行った。
<b>3. 外国籍被害者・障がいのある被害者に配慮した情報提供</b>						
	①	外国籍被害者に対する多言語によるリーフレットの配布等、県や民間団体と連携し、DV防止等に関する情報提供に努める。	○	○	○	県DV総合対策センター作成のDV防止カードを窓口に設置し、周知を図った。
	②	障がいのある被害者に対する手話通訳の確保や点訳等、県や民間団体と連携し、障がい者に配慮したDV防止等に関する情報提供に努める。	○	○	○	男女共同参画計画書、人権教育啓発基本方針の点字版、音声版を市役所本庁、市立図書館、障がい者施設等に設置し、情報提供を図った。

V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
<b>2. 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実</b>						
<b>1. 市民に対する相談窓口の周知</b>						
	①	DV相談窓口を記載したカード等を庁舎内や、市内公共施設に設置する。	○	○	○	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)等にあわせ、庁舎内や市内公共施設(市立図書館、公民館、支所)において、DV相談窓口を記載したカードの設置やポスターの掲示を行い、相談窓口の周知を図った。
			○	○	○	DV相談窓口を記載したカードや家庭児童相談室のリーフレットを、庁舎内の窓口や市民の目に届きやすい場所へ設置した。
	②	市報やホームページ等で相談窓口の広報を行う。	○	○	○	ホームページ等により、相談窓口の広報を行った。
			○	○	○	市報、ホームページ、子育てガイドブック、フリーペーパー等において相談窓口を周知した。
	③	配偶者からの暴力被害者を発見する機会が多い医療・介護関係者や民生委員・児童委員などの福祉関係者に対して啓発を行い、被害者に対する相談窓口等の情報提供及び「DV防止法」に基づく通報について理解と協力を求める。	○	○	○	「民生委員・児童委員ハンドブック」に、DV被害や女性問題に関する相談先を掲載することで、必要な場合は自らが通報することを促し、また、住民から相談があった場合は、相談窓口を案内することを周知した。
			○	○	○	ホームページ等で障がい者への虐待防止に関する啓発を行うとともに、市が業務を委託する「佐賀地区障がい者権利支援センター」が、障がい者の虐待防止の広報・普及啓発を行った。
			○	○	○	病院内で職員向けにDVに関する研修を行い、職員の理解を深め、意識付けを行った。 令和3年5月19日に職員を対象とした「DV防止対策研修会」を実施し、19名の参加があった。 また、令和4年1月12日、14日の2日間でオンライン研修による「性暴力被害者支援員研修会」を実施し、計27名の参加があった。
	④	幼稚園、保育所(園)、子育て支援センター等へ広報・啓発して、DVへの理解を深めてもらい協力することで、被害者の早期発見に努める。	○	○	○	市役所の受付窓口や子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」などへチラシやリーフレットを置き、周知した。
	⑤	男性の相談窓口については、佐賀県DV総合対策センター実施の男性総合相談「男性のための電話相談」の広報を行う。	○	○	○	ホームページでの啓発及び学生、市民に対する講座等において広報を行った。

## V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

### 体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
	<b>2.相談体制の充実</b>					
	①	職員がDVに対する理解を深め、共通認識を持って被害者に対応するとともに、被害者に対する二次被害を防止するために、庁内職員に研修を行う。	○	○	○	庁内の窓口対応を行なう職員に対し、基礎知識を習得してもらうため、被害者及び加害者への対応について研修を実施した。(年1回)
	②	被害者の安全確保と精神的負担を軽減するため、被害者が安心して相談できる環境を整備する。	○	○	○	相談者のプライバシーを確保するため、相談室を個室にして相談内容が他に漏れないよう、また他人から見られないように配慮して対応した。
	③	家庭児童相談室に相談員を配置し、面談や電話、メールによる相談に対応する。	○	○	○	婦人相談員が、窓口、電話及びメールにて家庭内の相談、離婚やその後の生活に関する相談に対応した。延べ1,439件(メール・訪問等含む)
	④	被害者に対する適切な助言を行うため、専門的な研修を受講するなど相談員の資質の向上に努める。	○	○	○	被害者に対する相談と適切な助言を行えるよう、専門的な研修の受講等により相談員の資質の向上に努めた。(のべ8回研修参加)
	⑤	相談員の精神的負担のケアや、安全対策に配慮するなど相談員への支援を図る。	○	○	○	家庭内の諸問題に対応できるよう相談員を複数配置し、過重な負担にならないよう配慮した。相談対応システムの導入により記録・資料作成の負担軽減を図った。(平成30年度から本稼働。) ※R2より地区担当制を導入し、班での対応を基本とすることで、個人への過重な負担軽減を図っている。
	⑥	被害者への二次被害防止と負担の軽減を図るため、DV被害者支援マニュアルに基づき手続きのワンストップサービスを実施する。	○	○	○	佐賀市DV被害者支援マニュアルに基づいて関係各課と協力・連携し、ワンストップサービスによる相談・支援を実施した。
	⑦	随時最新情報を盛り込むなど、DV被害者支援マニュアルの改訂を行い内容の充実を図る。	○	○	○	県DV被害者支援マニュアルや関係法令等、最新情報の収集に努め、必要な改定を行った。
	⑧	被害者の負担を軽減するため庁内共通相談シート等の活用を推進する。	○	○	○	被害者に関する基本情報を遺漏なく伝達し、被害者が同じ話を繰り返さなくてよいように共通相談シートを活用した。
	⑨	高齢の被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士の専門職からなる高齢者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。	○	○	○	佐賀県社会福祉士会及び佐賀県弁護士会へ高齢者虐待相談対応事業を協働委託し、専門的な立場より助言をいただいた。 【活用実績】・高齢者虐待ケース検討会での助言(6回)、個別相談(3回)
	⑩	障がいのある被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士の専門職からなる障がい者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。	○	○	○	事案への対応にあたり法的判断が求められる場合や、福祉の見地からの助言が必要な場合に、「佐賀県弁護士会」「佐賀県社会福祉士会」から意見や助言を得た。
	⑪	外国人の被害者からの相談等については、関係機関と連携を図り、通訳を手配して対応できるよう努める。	○	○	○	日本語で上手く会話ができない方には、国際交流室などと連携し、通訳を入れての相談や手続きに応じるなど、必要なサポートを行った。

V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
<b>3.被害者の安全確保のための支援</b>						
	①	被害者の緊急時や、一時保護、施設入所が決定した場合には、DV被害者支援マニュアルに従い、被害者の安全確保に配慮した支援を行う。	○	○	○	佐賀県DV被害者支援マニュアルおよび佐賀市DV被害者支援マニュアルに基づき、被害者の安全を第一に考えて、適切かつ安全に配慮した支援を行った。
	②	高齢者のDV被害に関する通報があった時は、おたっしや本舗(地域包括支援センター)をはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。	○	○	○	おたっしや本舗の権利擁護業務として、高齢者虐待の通報窓口となり、虐待の早期発見・早期対応を心がけた。 【DV相談件数】13件(うち虐待認定件数1件)
	③	おおむね65歳以上の高齢者については、生命の危険がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に老人福祉施設等に措置する。	○	○	○	生命・身体に危険があり緊急的な介入。保護を要する場合には、高齢者虐待防止法に基づき高齢者施設へ入所させる等の措置も検討しながら対応した。 【措置実績】2件(DVでの措置は1件)
	④	障がい者のDV被害に関する通報があった時は、佐賀地区障がい者権利支援センターをはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。	○	○	○	「佐賀地区障がい者権利支援センター」は、虐待に関する相談対応や通報の窓口、被害者の対応等を行う。虐待通報があった場合、被害者に必要な支援を行うため、当該センターや保健・医療・福祉を専門とする有識者、関係機関と連携して対応する。
	⑤	おおむね18歳以上、65歳未満の障がい者については、生命の危険がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に福祉施設等に措置する。	○	○	○	障がい者虐待に該当する場合には、施設入所支援を行っている施設等への「やむを得ない事由による措置」を行い、加害者と分離し対象者の安全を図る。 【措置実績】0件
<b>4.被害者の自立のための支援</b>						
<b>&lt;住まいへの支援&gt;</b>						
	①	被害者に対し、市営住宅入居申請時に応募資格の緩和措置を行う。	○	○	○	DV被害者については、緊急性など必要に応じて、目的外入居を許可している。その後、定期募集に応募して、優先入居の申込みにより、住宅困窮度評価表による加点をおこなっている。(点数が高い方から入居予定者となる。) 目的外入居および優先入居による提供戸数は、住戸の空き状況など考慮し、必要に応じて対応している。 令和3年度のDV被害者の目的外入居は0件で、優先入居は1件となっている。
<b>&lt;就業への支援&gt;</b>						
	①	母子・父子自立支援員による各種支援の情報提供、その他就業に関する相談に応じる。	○	○	○	母子父子自立支援員が、ひとり親に対する技能習得にかかる支援制度等の情報提供を行ったり、ハローワークやえびすワークさがし等と連携した就業支援を行った。
	②	母子・父子自立支援プログラムによる職業訓練や就業等、被害者の自立に向けての支援を行う。	○	○	○	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら情報提供を行うなどして、自立・就業支援を行った。

## V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

### 体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
<b>&lt;子どもへの支援&gt;</b>						
	①	妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種、育児相談等が適切に受けられるよう配慮する。	○	○	○	相談があった時に個別に対応する。 職員が出向き、手続きに協力する。
	②	幼稚園、学校の転校や就学援助、保育所や放課後児童クラブの利用等、被害者やその子どもが円滑に就学や保育ができるよう配慮する。	○	○	○	佐賀県および佐賀市DV被害者支援マニュアルに基づいて、関係課の担当者 と連携し転校、転園などがスムーズに手続き出来るよう支援を行った。
			○	○	○	教育・保育施設からの相談に応じ、こども家庭課と連携して対応した。  学校の転校や就学援助については、関係部署や学校と連携を密にして、児童生徒が安心して円滑に就学できるよう迅速に対応した。
<b>&lt;心の回復に向けた支援&gt;</b>						
	①	必要に応じ、被害者やその子どもに対する見守りを行うとともに、状況に応じた対応ができるよう医療機関や教育機関、民間団体等との連携に努める。	○	○	○	被害者およびその子の状況に応じて、関係機関と連携した。また、連携する上で必要な場合には、婦人相談員が同行して支援した。
<b>&lt;切れ目のない支援&gt;</b>						
	①	被害者の状況に応じた自立支援や助言を行うため、常に最新の情報を収集し、適切な情報提供を行う。	○	○	○	婦人保護に関する研修会や国の通知などを通じて支援に必要な情報を収集し、相談者へ提供した。 離婚問題等に関して適切な情報提供を行うため、佐賀県弁護士会に委託して家庭法律相談を行った。(毎月第3火曜日・1人あたり40分)(R3相談件数25件)
	②	福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携に努める。	○	○	○	生活の変化に応じて必要な支援制度を受けられるよう関係各課との連携を図った。 他部署での支援を受ける場合には、必要に応じて婦人相談員や母子父子自立支援員が同行して支援した。 多面的な課題を抱えた世帯の支援については、「福祉まるごと相談窓口」との連携も行った。
<b>5.個人情報保護</b>						
	①	佐賀県DV総合対策センター、警察等と連携し、被害者の住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用及びDV被害者支援マニュアルの遵守により個人情報を適切に管理する。	○	○	○	関係機関及び関係各課と連携し被害者の住民基本台帳の閲覧、住民票や戸籍附票の写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用及びDV被害者支援マニュアルの遵守により個人情報を適切に管理した。

## V. ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会づくり

### 体系一覧(第4次計画)

重点目標	施策	事業	基準値 (R1年度)	実績値 (R3年度)	目標値 (R7年度)	事業内容
	<b>6. 苦情処理の対応</b>					
	①	相談・保護・支援等について、被害者等から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援・連携の仕方を見直す。	○	○	○	申し出の内容を精査し、対応を課内で協議するほか、支援体制・連携のあり方を検討した。
	<b>3. 切れ目のない支援に向けた関係機関等との連携強化</b>					
	<b>1. 庁内関係部署との連携強化</b>					
	①	庁内検討会議やケース会議を開催し、庁内のDV被害者支援の関係部署との連携体制の強化を図る。	○	○	○	関係各課と個別での検討や連絡調整を行い、緊密な連携をとった。
	②	DV被害者支援マニュアルや庁内共通相談シート等を活用することにより情報の共有化を図る。	○	○	○	個人情報の管理を徹底しつつ、二次被害を防止するためマニュアル及び共通相談シートを活用して情報共有を行った。
	<b>2. 関係機関及び民間団体等との連携</b>					
	①	被害者及び加害者に対し適切な対応ができるよう県及び近隣市町、警察、医療機関、弁護士会等の被害者支援に関わる機関との連携を図る。	○	○	○	個別事例を通して、県及び近隣市町、警察、医療機関等と連携を図った。県主催の市町連絡会議やDV総合対策会議に出席し、関係機関の連携等相談支援体制の強化、多職種連携の仕組み整備に参画した。離婚問題等に関して適切な情報提供を行うため、佐賀県弁護士会に委託して家庭法律相談を行った。(毎月第3火曜日・1人あたり40分)(R3相談件数25件)
	②	DV防止の為の啓発や被害者の自立支援に向け、幅広いニーズに応えるため、民間のDV被害者支援団体等との連携・協働を図る。	○	○	○	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)に、関係機関や民間団体等と連携して、DVの防止及びDVの早期相談につながるための周知・啓発を行った。
	新規 ③	DV対応と児童虐待対応の連携を強化する。	-	○	○	配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの担当が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対応した。